

別府市営住宅の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項に規定する者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業その他国土交通省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者(以下「被災者」という。))にあっては、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、第3号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「同居親族」という。))を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者_____ (次条第2項において「老人等」という。))にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同法第5条第1項第1号の災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅被災市町村の区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業その他国土交通省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者(以下「被災者」という。))にあっては、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、第3号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「同居親族」という。))を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備</p>	

等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この号において「旧政令」という令第 6 条第 4 項で定める場合 令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額

イ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るものである場合 令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) その他特別な事情があると認められる者

(新設)

等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この号において「旧政令」という令第 6 条第 4 項で定める場合 令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額

イ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るものである場合 旧令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) その他特別な事情があると認められる者

2 前項の老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の

(新設)

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 市長は、特定の目的のために市営住宅を整備したとき又は市営住宅の規模、設備若しくは間取りと世帯構成との関係から必要があると認めるときは、当該市営住宅の入居者資格について制限を加えることができる。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者又は同居者(第6条第1号の親族及び第12条第1項の規定により承認を得て同居させた者をいう。以下同じ。)の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前3号に準ずる特別な事情があるとき。

(入居者資格の特例)

第7条 法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 市長は、特定の目的のために市営住宅を整備したとき又は市営住宅の規模、設備若しくは間取りと世帯構成との関係から必要があると認めるときは、当該市営住宅の入居者資格について制限を加えることができる。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者又は同居者(第6条第1項第1号の親族及び第12条第1項の規定により承認を得て同居させた者をいう。以下同じ。)の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前3号に準ずる特別な事情があるとき。

(収入超過者等に関する認定)

第 29 条 市長は、毎年度、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が第 6 条第 2 号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 3 年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 市長は、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 5 年以上入居しているときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前 2 項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(入居者資格)

第 52 条 第 50 条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第 6 条の規定にかかわらず、同条第 4 号及び第 5 号に掲げる条件を具備し、かつ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 26 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するものでなければならない。

附 則抄

(新設)

(収入超過者等に関する認定)

第 29 条 市長は、毎年度、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が第 6 条第 1 項第 2 号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 3 年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 市長は、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 5 年以上入居しているときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前 2 項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(入居者資格)

第 52 条 第 50 条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、同条同項第 4 号及び第 5 号に掲げる条件を具備し、かつ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 26 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するものでなければならない。

附 則抄

8 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため

の関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）第 32 条の規定の施行の日から同条の規定による改正後の公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 23 条第 1 号ロの規定に基づく条例が施行されるまでの間における第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項第 2 号ア中「その他の令」とあるのは「その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の令（以下この号において「旧令」という。）」と同号中「令」とあるのは「旧令」とする。